熊谷市監査委員公告第３号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和６年２月２０日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　新　島　一　英

令和５年度環境部定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

環境政策課、環境推進課、第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター、環境美化センター

⑵　対象事務

令和４、５年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務　①　帳票等と現金は突合しているか。
②　必要な帳簿類は整備されているか。
③　納入の通知は適正に行われているか。
④　債権管理は適正に行われているか。

⑵　支出事務　①　必要な手続は行われているか。
②　適正な支出となっているか。

⑶　契約事務　①　安易に随意契約を採用していないか。
②　契約の履行に問題はないか。
③　完了報告を漏れなく受領しているか。
④　検査結果通知書等は作成されているか。

⑷　補助金　①　交付に当たって根拠等審査は適切か。
②　実績報告書を提出させているか。

⑸　財産管理　①　返納手続をせずに処分していないか。
②　備品の登録に漏れはないか。

⑹　その他　事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

主な監査項目

⑴　収入事務

①　現金出納簿

②　県支出金「ムサシトミヨ保護負担金」

③　畜犬登録等手数料

④　一般廃棄物処理業許可申請手数料

⑤　県支出金「合併処理浄化槽設置整備費補助金」

⑥　第一水光園庭球場使用料

⑦　荒川南部環境センター汚泥発酵肥料売払収入

⑧　妻沼南河原環境浄化センター汚泥発酵肥料売払収入

⑨　ごみ処理手数料

⑩　国庫支出金「循環型社会形成推進交付金」

⑪　リサイクル品売払収入

⑵　支出事務

①　公害対策業務経費「器具購入費」

②　第一水光園管理運営経費「施設その他修繕料」

③　第一水光園管理運営経費「器具購入費」

④　妻沼南河原環境浄化センター管理運営経費「器具購入費」

⑤　塵芥収集業務経費「印刷費」

⑶　契約事務

①　駅前広場冷却ミスト装置保守点検業務委託

②　公共用水域水質測定業務委託

③　犬の登録申請等事務委託

④　し尿処理施設搬入し尿等性状分析業務

⑤　熊谷市立第一水光園管理業務委託（警備・清掃）

⑥　放流水水質分析(総量規制)業務

⑦　妻沼南河原環境浄化センター警備委託

⑧　洗車場（熊谷衛生センター内）維持管理業務

⑨　一般廃棄物（大里・江南地区）収集運搬業務委託

⑷　補助金

①　熊谷市・公益信託熊谷環境基金スマートハウス補助金

②　熊谷市スマートハウス補助金

③　熊谷市電気自動車充給電設備設置費補助金

④　熊谷市環境衛生協議会補助金

⑸　財産管理

備品台帳一覧表

⑹　その他

①　出勤簿

②　劇物(薬品)等の管理

5　監査の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局、環境政策課、環境推進課、第一水光園、妻沼南河原環境浄化センター、環境美化センター、一般廃棄物最終処分場（拾六間）、江南行政センター大会議室

⑵　監査期間

令和５年１１月２８日から令和６年１月２６日まで

6　監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

⑴　収入事務

①　畜犬登録等手数料の収入事務の委託について、告示及び収入事務受託者証の交付していなかったので、熊谷市会計事務規則第３５条に基づき適正な事務処理を行うべきである。　【環境推進課】

②　リサイクル品売払収入について、熊谷市会計事務規則に定められた領収書を使用していなかった。また、領収書の発行を行っていなかったものがあったので、熊谷市会計事務規則第２５条に基づき適正な事務処理を行うべきである。　【環境美化センター】

⑵　支出事務

①　第一水光園管理運営経費「施設その他修繕料」について、契約伺いに添付された見積書が原本でないものがあったので、適正な事務処理を行うべきである。　【第一水光園】

②　塵芥収集業務経費「印刷費」について、起案文書に随意契約とする根拠法令の記載がなかったので、熊谷市文書管理規程第１４条に基づき適正な事務処理を行うべきである。　【環境美化センター】

⑶　契約事務

①　駅前広場冷却ミスト装置保守点検業務委託について、契約伺いに添付された見積書が原本でないものがあったので、適正な事務処理を行うべきである。　【環境政策課】

②　し尿処理施設搬入し尿等性状分析業務委託について、検査結果通知書を通知していなかったので、熊谷市標準委託契約約款第１０条に基づき適正な事務処理を行うべきである。　【環境推進課】

③　洗車場（熊谷衛生センター内）維持管理業務委託について、随意契約とする根拠法令が適切でなかったため、地方自治法施行令第１６７条の２及び熊谷市契約規則第３６条に基づき適正な事務処理を行うべきである。　【環境美化センター】

⑷　補助金

指摘事項なし。

⑸　財産管理

すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第１７条及び第２６条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【環境美化センター】

⑹　その他

①　使用していない個別システム用パソコンが保管されていたので、熊谷市情報セキュリティ対策基準に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【環境政策課】

②　劇物(薬品)等の管理について、取扱いは適切に管理されていたが所定の管理規定が整備されていなかったので、劇物による事件・事故を防止するため、「毒物劇物危害防止規定」を早急に策定し、職員に周知すべきである。

【第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7　意見

⑴　「熊谷市電子申請・届出サービス」の活用について

押印省略化により電子メールで行っている各種届出について、本市ホームページ上の「熊谷市電子申請・届出サービス」の活用を検討すべきである。

⑵　スズメバチの巣の駆除について

民地内においても職員が直営でスズメバチの巣の駆除を実施している事例が多く見受けられたが、大変危険な業務であり、職員の安全性を考慮して、可能な限り業務委託又は補助金の対応により、専門業者が駆除することを検討すべきである。